

財務省告示第三百四十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十六年七月三十日に発行する利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年七月二十九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額
利付国庫債券（五年）（第三十八回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項及び平成十六年（平成十六年）の法律第二十号の公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十号）第二條第一項	成十三法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額のうち、財政法第四條第一項の規定に基づき発行する利付国債に	二百五十億円	二百五十億円	五万円
			億千六百三十五万円、平成十六			
			年度に於ける財政運営のため			
			公債の発行の特例等に関する法			
			律第二條第一項の規定に基づき			
			発行する利付国債に			
			額面金額で五十億八千三百六十			
			五万円			
			二百五十億五千万円			

八 振 額  
替 単  
位

九 募 発  
集 の 行  
の 価 日  
格

十 利 率  
一 過 子  
二 払 利  
の 込 子  
み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年七月三十日額面金額百円につき百円四十二銭。年 九パーセント  
(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に日本郵政公社総裁は、払込金額を加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{40}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 十 六 年 七 月 三 十 日	平 成 十 六 年 七 月 二 十 六 日 ま で	平 成 十 六 年 七 月 二 十 一 日 か ら 平	日 本 銀 行	日 額 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 一 年 六 月 二 十 日	る 利 子 を 支 払 う 。	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お	毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
--	---	--	------------------	---	---	--------------------------------------	--	--	--

$$\frac{\text{償還金}}{\text{元金}} \times \frac{\text{償還期間}}{\text{元金支取期間}}$$

規定する期日について同じ。  
 は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において）。